



2019年 夏号

京都税理士法人

〒601-8328

京都府京都市南区吉祥院九条町30番地1

江後経営ビル

TEL:075-693-6363 / FAX075-693-6565

Topic

相続税調査は実地調査だけじゃない！？

相続税の調査には、実地調査のほかに、文書や電話連絡、面接を通じて申告漏れや誤りを是正する、いわゆる「簡易な接触」があります。



国税庁、簡易な接触を強化中

現在、以下の簡易な接触による取組が積極的に行われています。

◆無申告への対応

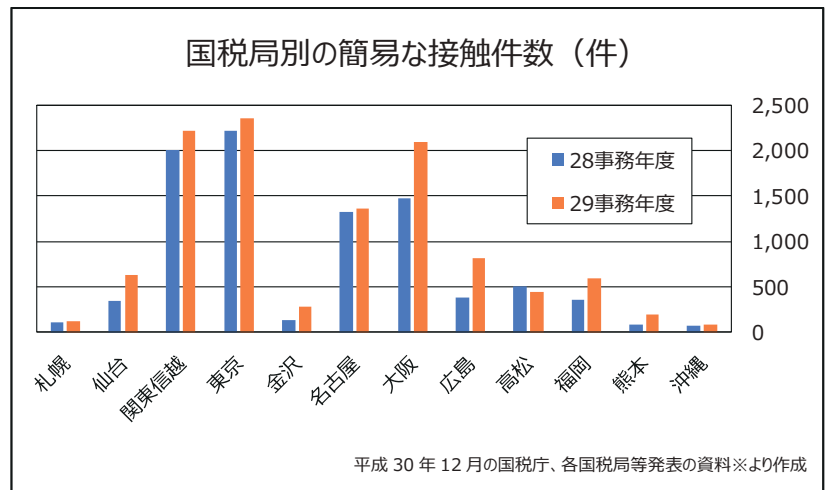
無申告が想定される納税者等に書面照会し、自発的な期限後申告書の提出を促す

◆問題が少ない申告への対応

調査すべき問題点が限られている事案に対し、電話や来署依頼による調査を実施

全国における平成29事務年度の簡易な接触件数は11,198件で、28事務年度(8,995件)より24.5%増加しました。国税局別にまとめると、上グラフのようになります。

基礎控除額の引下げ等により、平成27年に発生した相続から相続税の申告件数が増加し、相続税の課税割合も従来の4%台から一気に8%台へと高まっています。税務職員の人数に限りがあり、実地調査を増やすことが難しいことから、簡易な接触の件数は今後も増加することが予想されます。相続税に関するご質問・ご相談は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



*2018（平成30）年12月に国税庁および各国税局（沖縄は国税事務所）が発表した資料

29年度における相続税の調査は、27年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施したものです。各国税局の詳細結果は、国税庁サイトのリンクをご利用ください。

<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

～2019年夏号 目次～

相続税調査は実地調査だけじゃない！？ 1

死亡退職金には所得税がかからない？ 2

相続対策でよく活用される「一時払い終身保険」.... 4

賃貸用建物の建て替え対策..... 6

昔の暑さとは違うから、万全の熱中症対策を 8

死亡退職金には所得税がかからない？

退職金を受け取る場合には通常は所得税がかかりますが、相続人が受け取る死亡退職金は、所得税の課税対象とはならず、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。

Question

50代の父が先月亡くなりました。残された家族は、母と私の2人です。

父が勤務していた会社から、死亡退職金として3,000万円が配偶者である母に支給されました。この退職金からは税金が引かれていないようなのですが、税の取扱いはどのようになるのでしょうか？



Answer

遺族が受け取る死亡退職金は、**相続税が課税**されます。

相続人が取得した場合には**非課税枠**があり、「500万円×法定相続人^{※1}の数」までは、相続税がかかりません。

退職金の税務上の取扱い

退職金は、一般的にはご本人が生存中に受け取られる場合が多く、この場合には所得税が課税されます。

しかし、ご相談のように亡くなられた方（以下、被相続人）のご遺族に支払われる死亡退職金等^{※2}については、被相続人の所得税ではなく、みなし相続財産として相続税が課税されることとなります。

死亡退職金等の相続税の非課税枠

相続人が死亡退職金等を受け取った場合には、次の非課税枠まで相続税を課税しない、という制度が設けられています^{※3}。

相続税における死亡退職金等の非課税枠

$$= 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

ご相談の場合は、お母様と相談者様のお2人が相続人ですので、右の課税対象の額が相続税の課税対象となる死亡退職金等となります。

死亡退職金 3,000 万円



非課税枠 1,000 万円 (500 万円 × 2 人)



課税対象額

$$3,000 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円} = 2,000 \text{ 万円}$$



※1 法定相続人

- ① 法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。
- ② 法定相続人の中に養子がいる場合の法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる時は1人、実子がない時は2人までとなります。



※2 死亡退職金等

この場合の死亡退職金等とは、被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他受け取る名目に関わらず、実質的に被相続人の退職手当金等として支給される金品をいい、現物で支給されたものを含みます。



※3 相続税の非課税枠

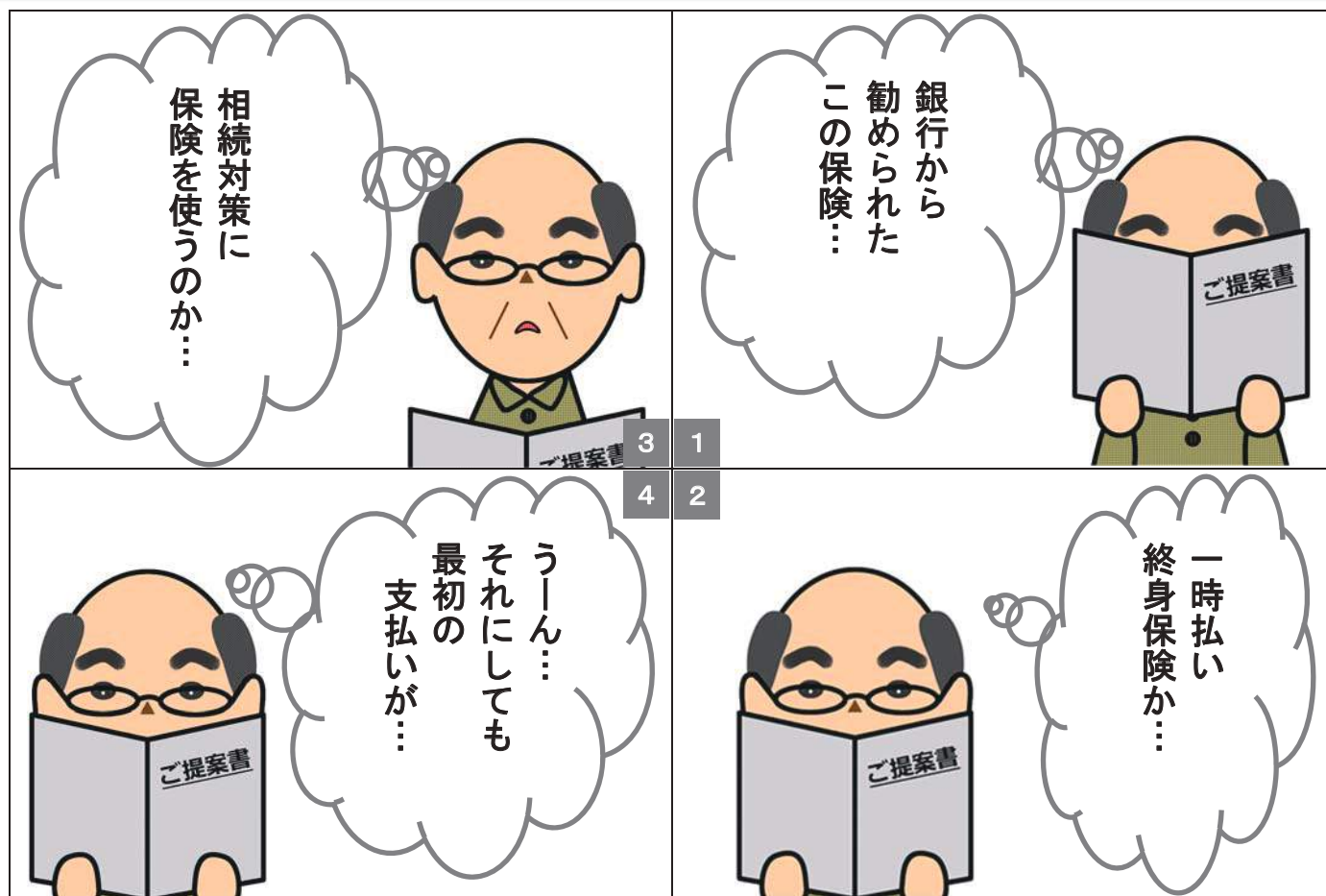
相続人以外の方や、もともと相続人であったとしてもその相続を放棄した方などが受け取った場合には、この非課税枠は利用できません。

なお、死亡退職金等であっても、支給される金額が被相続人の死亡後3年経過後に確定したものは、死亡退職金等を受け取った人の所得税の課税対象となります。ご注意ください。

〈参考〉国税庁タックスアンサー「No. 4117 相続税の課税対象になる死亡退職金」

相続対策でよく活用される「一時払い終身保険」

一時払い終身保険への加入により、相続時の課税財産を減らすことができます。一方でこの保険は、一度に高額な保険料を支払わなければならない、また、中途解約で元本割れすることもあります。資金の余裕があるかなど、中長期的な視点で考慮することが肝要です。



相続対策としての効果

次の事例で考えてみましょう。

<家族構成>

Aさん（相談者）・配偶者・お子様2名
⇒ Aさんの法定相続人3名



保険種類：

一時払い終身保険

契約形態：

契約者＝被保険者＝Aさん

受取人＝配偶者

契約内容：

保険金額 1,000 万円

一時払い保険料 980 万円

一時払い終身保険は、一生涯保障が続き、加入時に一括で保険料を支払う保険です。

このケースでは、Aさんは加入時に保険料として現金980万円を支払います。Aさんの財産のうち、現金980万円が減ります。一方、Aさんが死亡した時には、保険金1,000万円を保険金受取人（以下、受取人）である妻が受け取ります。

生命保険金は、Aさんの遺産ではなく受取人固有の財産ですが、相続税においては、「**みなし相続財産**」として課税対象となります。そして生命保険には、受取人が相続人の場合に、次の相続税の**非課税枠**があります。この非課税枠内であれば、受け取った保険金には、相続税がかかりません。

相続税における生命保険の非課税枠

$$=500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

Aさんの場合、生命保険の非課税枠は1,500万円（500万円×3人）となり、相続人である妻が受け取る保険金1,000万円は、その全額が相続税の課税対象になりません。そのため、現預金で保持するよりもAさんの相続税を軽減する効果があります。

また、生命保険は受取人を指定することができるため、保険金という形で、**渡したい人に財産を残すことができる**というメリットもあります。

さらに、保険金は受取人固有の財産であるため、預貯金のように一定の相続手続きを要せず、受け取った保険金は**すぐに自由に使うことができます**。これにより、葬儀費用や受取人の当面の資金の確保ができる、という点も利点といえます。

これらの理由から、一時払い終身保険は、一般的に相続対策としてよく活用されます。

一時払い終身保険の注意点

加入にあたり、注意すべき点もあります。

一定期間、元本割れする



加入後、一定期間中に解約すると、解約時に保険会社から戻ってくるお金（解約返戻金）が支払った保険料より少なくなります。

相続対策で加入した場合、途中でこの保険を解約する可能性は低いとはいえ、万が一、お金が必要になった時に、解約のタイミングによっては元本割れしてしまうため、注意が必要です。

保険料が高額のため、手元の資金が減る



加入時に高額の保険料を一括で支払うため、手元の資金が一度に減ります。

相続対策としては有効ですが、当面の生活費や病気・けがに備えた緊急予備資金などを確保した上で、加入を検討する必要があります。

一時払い終身保険は、仕組みもシンプルで相続対策に有効な保険として、銀行の窓口でも積極的に販売されている保険商品ですが、一定期間は解約がしづらいため、すぐの見直しがしにくい商品でもあります。

相続対策として加入する場合は、メリット、デメリットを十分理解した上で検討しましょう。



賃貸用建物の建て替え対策

築年数が古く老朽化した賃貸用建物は、外壁や防水工事等、将来多額の修繕費用がかかります。相続を見据えた建て替えを検討する際の、問題点と対策をご案内します。

まず問題となるのは「立退き」



アパートの建て替えを検討する際に考慮する問題として、入居者の方（以下、借借人）へ退去をお願いする、いわゆる“立退き”が一番に挙げられます。

立退きは、費用や労力等、大きな負担がかかります。対策としては、契約期間満了により更新されることなく、確定的に借家契約が終了する「定期借家契約」を利用することが考えられますが、デメリットもあるため、利用にあたってはよく検討されることをおすすめいたします。

「普通借家契約」と「定期借家契約」

賃貸借契約には、「普通借家契約」と「定期借家契約」の2種類があります。

通常、住宅の賃貸借契約は「普通借家契約」で、継続することが前提となっています。したがって、賃貸人側の一方的な都合では基本的に解約できず、借借人は住み続けることができます。

他方、「定期借家契約」がなぜ負担軽減になるかといえば、次のとおり“契約期間満了に伴う契約更新の取扱い”に、大きな違いがあるためです。



契約期間満了に伴う契約更新の取扱い

普通借家契約	<p>契約期間満了の1年前から6ヶ月前までに解約の申入れがない場合、契約は更新される（この解約申入れの期間は、借借人が不利にならない範囲で、別途特約を定めることも可能）。</p> <p>ただし、賃貸人からの解約申入れには「正当事由」が必要。</p>
定期借家契約	<p>契約期間満了により契約は終了。</p> <p>更新はないが、再契約は可能。</p>



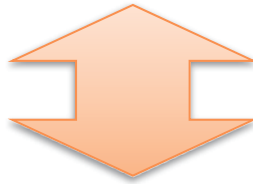
定期借家契約のメリット

長期間の空室による収入減少を避けるための活用（期間限定の賃貸）

- 建て替えをする場合、「普通借家契約」の借借人に対しては、退去のお願いをしたり立退料の支払いが発生したりするため、費用も含めて大きな負担になることが一般的です。
また、順調に立退きが進んだとしても、1戸や2戸、少ない戸数の借借人の立退き交渉が難航し、空室が多い状況が長く続くと収入が減少して経営が苦しくなることも想定されます。
それをカバーする意味でも、立退きが完了した部屋は「定期借家契約」を利用し、期間限定の賃貸借契約として入居してもらう方法が有効です。

普通借家契約から定期借家契約への切り替え

- 「普通借家契約」の借借人と合意できれば、「定期借家契約」に切り替えることが可能です。その場合、契約期間の満了時期が明確になり、計画が立てやすくなります。
ただし、これには一定の制限があります。具体的には、2000年3月1日より前に交わされた居住用の建物については、「普通借家契約」を合意解約して「定期借家契約」を締結することはできません。



定期借家契約のデメリット

「普通借家契約」に比べて賃料を安く設定する必要がある

- 契約満了による更新がない「定期借家契約」は必ず契約が終了し、原則退去することになりますので、借借人にとって不利な契約といえます。そのため、その不利な条件を補う意味で、「定期借家契約」では、通常の賃料より安く設定される傾向があります。

契約手続き等の負担が増える

- 「定期借家契約」を交わす際に、書面による締結や、書面による貸借人の説明義務などの手間が生じます。また、契約期間によって、一定期間内に期間満了の通知が必要となる場合があるなど、「普通借家契約」を交わすよりも負担が増えます。

メリット・デメリットも考慮に入れて、「定期借家契約」の検討をされてはいかがでしょうか。

ご好評につき再度開催決定!

個別相談会同時開催
(事前予約制)

相続税が心配で、基本から確認したい方必見!!

今から出来る!! 相続対策セミナー

**参加費
無料**

日時

2019年7月24日(水)

14:00~15:30 ※受付開始13:30~
※完全予約制です。

定員

先着 20名

※お申込は先着順とさせていただきます。ご了承下さいませ。
※受付次第、後日「受講票」をご郵送させていただきます。

第1部 14:00~14:45

**「相続税の基礎と
今から出来る対策」**

講師: 江後 慎太郎
(京都税理士法人 財産管理部部長 税理士)

第2部 14:45~15:30

「失敗しない遺言書の書き方」

講師: 牧本 亮介
(京都税理士法人 財産管理部 課長)

個別相談会 15:30~

※希望者のみ個別相談を承ります(無料)

会場

京都税理士法人 第2ビル 3階 研修室
(京都市南区吉祥院九条町30番地1)



【アクセス】
・JR西大路駅から徒歩5分
・市バス202系統で西大路九条下車すぐ
【駐車場】
・台数に限りがございます。予めご了承下さい。

<上記セミナーに関するお問合せ先>

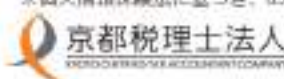
京都税理士法人 京都本社
<TEL> 075-693-6363 (担当: 杉本)
お電話受付時間: 9:00-16:30 (土日祝除く)

上記セミナーのお申込は下記にご記入の上、FAXもしくはお電話にてお申込み下さい。

▼ FAX 075-693-6565 ▼

ふりがな 氏名			
ご住所	〒()		
TEL		個別相談 (無料)	希望する
FAX			※ご希望される場合は○印を付けてください。

※個人情報保護法に基づき、お客様のデータはセミナー受講者名等として使用する場合、京都税理士法人からの各種ご案内、情報提供のためにのみ使用致します。



〒601-8328
京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル【URL】 <https://ego-kcc.com/> 【E-mail】 shisan@ego.co.jp